

容器包装リサイクル法に係る
第 11 期 分 別 収 集 計 画

令和 7 年 7 月

筑紫野市環境課

筑紫野市第11期分別収集計画目次

1. 計画策定の意義	3
2. 計画の基本的方向	3
3. 計画期間	3
4. 計画の対象品目	3
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	3
6. 容器包装廃棄物の排出抑制の方策に関する事項	4
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	5
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令 で定める物の量の見込み	6
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準 適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令 で定める物の量の見込みの算定方法	7
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	7
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	8
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関する重要な事項	8

筑紫野市第11期分別収集計画

1. 計画策定の意義

本市におけるごみの排出量は、人口の増加、都市化の進展により増加したが、ごみの減量やリサイクルに対する意識の高まりの中で、平成16年度以降は減少傾向に転じた。その後、人口変動に伴う増減はあるものの、1日1人当たりのごみ排出量に関しては減少している。

今後、豊かな自然環境に恵まれた快適な街づくりを継続していくためには、従前の大量生産、大量消費の使い捨ての生活様式から、3Rの推進をさらに定着させ、廃プラスチック処理問題の解決に向けた資源循環型社会を構築していく必要がある。循環型社会とは、ごみの発生や排出を極力抑え、それでも排出されたごみは適正に再利用・再資源化を行い、天然資源の消費を抑制し、生活や事業活動に伴う環境への負荷をできるだけ低減する社会である。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の第8条に基づき、一般廃棄物の中の容器包装廃棄物を分別収集し、容器包装廃棄物の3Rの推進に関する具体的な方針を示したものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① 市民・事業者・市は、環境への負荷に配慮する。
- ② 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用を第一とし、また効率的なリサイクルを行う。

3. 計画期間

本計画の期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール製容器、紙製容器包装、ペットボトル、白色トレイを対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t／年）

項目	令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	6,440	6,413	6,386	6,360	6,333

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の推進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のために、以下の方策を実施する。

なお、方策の実施に当たっては、消費者、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

（1）啓発活動の充実

- ア 商品の過剰包装を抑制し、簡易包装を求める意識を啓発する。
- イ 買い物袋を持参するマイバッグキャンペーンを推進する。
- ウ 詰め替え可能な商品及びリターナブル容器を用いた商品を積極的に選択することの啓発を行う。
- エ 地域団体や市民を対象としたごみ処理施設等の見学を実施する。
- オ 啓発冊子を配布する。

（2）ごみ減量・リサイクル協力店制度の推進

ごみ減量・リサイクル協力店認定制度を推進し、小売店での包装の簡素化、容器包装の資源化を推進する。

（3）ごみ出しに使えるレジ袋「つくしちゃん護美袋」の販売開始

レジ袋として使用した後、家庭系可燃物用指定袋として使用できるつくしちゃん護美袋を作成・販売。プラスチックごみの削減を推進する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定め、収集に係る分別の区分を下表右欄のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集分別の区分
主としてスチール製の容器包装 主としてアルミニウム製の容器包装	缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装（紙パック、段ボール以外）
主としてポリエチレンテレフタラート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ（白色の発泡スチロール製食品トレイのみを分別）

また、各分別区分の実施時期について、下表のように定める。

NO.	収集に係る 分別の区分	分別収集する容器 包装廃棄物の種類	令和 8	9	10	11	12
1	金属	スチール製容器	●	→	→	→	→
		アルミ製容器	●	→	→	→	→
2	ガラス	無色のガラス製容器	●	→	→	→	→
		茶色のガラス製容器	●	→	→	→	→
		その他のガラス製容器	●	→	→	→	→
3	紙類	飲料用紙製容器	●	→	→	→	→
		段ボール	●	→	→	→	→
		紙製容器包装	●	→	→	→	→
4	プラスチック	ペットボトル	●	→	→	→	→
		プラスチック製容器包装 白色トレイ	●	→	→	→	→

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器
包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第
8条第2項第4号）

(単位: t／年)

年 度	令和8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器	40		39		38		37		36	
主としてアルミ製の容器	58		59		59		59		60	
無色のガラス製の容器	(合計) 120		(合計) 119		(合計) 119		(合計) 118		(合計) 118	
	(引渡量) 0	(独自処理量) 120	(引渡量) 0	(独自処理量) 119	(引渡量) 0	(独自処理量) 119	(引渡量) 0	(独自処理量) 118	(引渡量) 0	(独自処理量) 118
茶色のガラス製容器	(合計) 142		(合計) 141		(合計) 141		(合計) 140		(合計) 140	
	(引渡量) 0	(独自処理量) 142	(引渡量) 0	(独自処理量) 141	(引渡量) 0	(独自処理量) 141	(引渡量) 0	(独自処理量) 140	(引渡量) 0	(独自処理量) 140
その他のガラス製容器	(合計) 67		(合計) 67		(合計) 67		(合計) 66		(合計) 66	
	(引渡量) 67	(独自処理量) 0	(引渡量) 67	(独自処理量) 0	(引渡量) 67	(独自処理量) 0	(引渡量) 66	(独自処理量) 0	(引渡量) 66	(独自処理量) 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	4		4		4		4		4	
主として段ボール製の容器	0		0		0		0		0	
主として紙製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 17		(合計) 17		(合計) 17		(合計) 16		(合計) 16	
	(引渡量) 0	(独自処理量) 17	(引渡量) 0	(独自処理量) 17	(引渡量) 0	(独自処理量) 17	(引渡量) 0	(独自処理量) 16	(引渡量) 0	(独自処理量) 16
主としてポリエチレンテレフタラート(PET)製の容器であって飲料又はしょゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 130		(合計) 134		(合計) 137		(合計) 140		(合計) 144	
	(引渡量) 0	(独自処理量) 130	(引渡量) 0	(独自処理量) 134	(引渡量) 0	(独自処理量) 137	(引渡量) 0	(独自処理量) 140	(引渡量) 0	(独自処理量) 0
主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 1									
	(引渡量) 1	(独自処理量) 0								
(うち白色トレイ)	(合計) 1									
	(引渡量) 1	(独自処理量) 0								

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

(1) 市が収集している物の算定方法

平成27年度から令和6年度までの収集実績量を参考とし、「各年度のごみ排出総量のうち、占める割合の平均値」と「ごみ排出予測総量」から算定【無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器】

(2) 市が収集している物の算定方法

平成27年度から令和6年度までの収集実績量を参考とし、「各年度の平均伸び率から算定した値」と「各年度のごみ排出総量のうち、『占める割合の平均値』と『ごみ排出予測総量』から算定した値」を合算した値の平均値【スチール製容器、アルミ製容器、飲料用紙製容器、紙製容器包装、ペットボトル、白色トレイ】

(3) 市が収集していないため、法第8条第2項第4号に含まれない物【段ボール】

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本市から排出される容器包装廃棄物に関し、分別収集を実施する者（主体）は、下記の表のとおりとする。

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。なお、行政区等の市民団体が取り組んでいる集団回収については回収量の増加を、小売店での店頭回収については、取り扱い品目の増加を促すなど、それぞれ拡充を図ることとする。

容器包装廃棄物の種類	収集の分別区分	収集運搬段階	選別保管等段階
スチール缶	缶	市による収集	組合 (選別→貯留)
アルミ缶			
無色ガラス	ビン	市による収集	組合 (選別→貯留)
茶色ガラス			
その他のガラス			
紙パック	紙パック	市による収集	組合 (選別→貯留)
段ボール	段ボール	住民団体が集団回収を実施し、再生事業者に引き渡す	再生事業者
上記以外の紙製容器包装	紙製容器包装	市による収集	組合 (選別→貯留)
ペットボトル	ペットボトル	市による収集	組合 (選別→貯留)
白色トレイ	白色トレイ	市による収集	

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

「スチール製容器」「アルミ製容器」「ガラス製容器（無色、茶色、その他）」「飲料用紙製容器」「紙製容器包装」「ペットボトル」「白色トレイ」は筑紫野・小郡・基山清掃施設組合において、選別、圧縮・保管等を行う。

段ボールについては、集団回収を活用して収集を実施する。

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

- (1) 容器包装廃棄物が排出されたときは、分別の区分をその基準に従って適正に排出されるように、各行政区に設置している環境衛生推進員と協力し、啓発を行う。
- (2) 自治会・市民団体の集団回収に対する支援を継続する。また、市の資源回収実施地区の充実を図るための啓発を行う。
- (3) 事業者が行う容器包装の自主的な回収と資源化を促進するため、協力して啓発を行う。